

令和 7 年度

定 期 総 会



浦安市立東小学校 P T A

総 会 次 第

1. 議 事

審議事項

- (1) 令和6年度活動報告の件
- (2) 令和6年度収支決算報告の件
- (3) PTA会則(案)の件
- (4) 令和7年度役員(案)の件
- (5) 令和7年度活動方針(案)及び組織図(案)の件
- (6) 令和7年度収支予算(案)の件

令和6年度 PTA活動報告

		前期		夏休み	後期	
本部		定期総会(書面開催)、PTA会費集金、運営委員会、市P連、学年会計監査			運営委員会、親子まつり、美化活動、東小学校卒業式出席、離任式、定期総会準備、市P連、学年会計監査	
浦安市立小中学校 PTA連絡協議会		定期総会、運営委員会、広報セミナー		盆踊り大会パトロール	運営委員会、防犯セミナー、市P懇親会	
本部協力		浦安中学校区青少年健全育成連絡会理事(会長1名)、学校地域連携運営協議会委員(会長1名)、浦安市青少年問題協議会委員(会長1名)、防犯協会支会長、東小学校放課後うらっこクラブ(会長1名+副会長1名)				
広報委員会		広報誌「東風128号」発行、委員会			広報誌「東風129号」「東風130号」発行	
文化委員会		読み聞かせ説明会、読み聞かせ、給食センター見学・試食会、委員会			アロマワークショップ、親子まつり、読み聞かせ	
安全委員会		交通安全指導講習会、朝の安全指導、委員会		夏休み防犯パトロール	6年生腕章・安全旗回収、朝の安全指導	
活動委員会	1年生	委員会	スポーツ活動		運動会、運動会記念品準備、 がんばりマラソン記念品準備	
	2年生		マジックショー＆マジック教室			
	3年生					調理実習
	4年生					ボッチャ体験
	5年生					性教育講演会
	6年生		マジックショー＆マジック教室			
選考委員		役員選考についての討議			選考活動開始、役員選出	
浦安市社会福祉協議会 東2支部推進委員		東2支部定期総会、子育てさろん、東2支部推進委員会、 社協推進委員研修、東2さろん、地区バスツアー			東2支部推進委員会、東2さろん、日帰りバスツアー、ふれあいまつり、 新年委員会	
浦安市青少年補導員 連絡協議会		定期総会、地区パトロール		盆踊り大会パトロール 早朝パトロール 地区パトロール	親睦会、ブロック会議、地区パトロール	

令和6年度PTA収支決算報告（令和7年3月31日現在）

【一般会計】

収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
会 費	1,620,000	1,599,500	20,500	PTA会費 250円/月×(家庭数+教員数)
雑 収 入	0	175	△ 175	受取利息
当 期 収 入 合 計	1,620,000	1,599,675	20,325	(A)
繰 越 金	691,091	691,091	0	前年度より繰越金
合 計	2,311,091	2,290,766	20,325	(B)

支出の部

項 目		本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
総務費	会 議 費	1, 000	0	1, 000	
	P 連 関 係 費	65, 000	63, 860	1, 140	市P連負担金(1世帯50円) 市P連懇親会費
	印 刷 費	80, 000	65, 026	14, 974	紙、インク、印刷機マスター
	P T A 保 険	60, 000	60, 000	0	PTA保険（家庭数505/児童数626） PTAあんしん活動パッケージ
	計	206, 000	188, 886	17, 114	
活動費	P T A 活 動 費	45, 000	7, 090	37, 910	催し物備品貸出登録料 青少年補導員連絡協議会年会費 他
	広 報 委 員 会	90, 000	65, 463	24, 537	会報「東風」発行
	安 全 委 員 会	5, 000	2, 301	2, 699	安全指導講習会
	文 化 委 員 会	350, 000	344, 519	5, 481	文化活動費、親子まつり
	活 動 委 員 会	630, 000	569, 220	60, 780	学年イベント、運動会、がんばりマラソン
	児 童 厚 生 費	70, 000	70, 000	0	式典用ひな壇、ポケットーク
	計	1, 190, 000	1, 058, 593	131, 407	
卒 業 記 念 品 費		300, 000	300, 000	0	卒業記念品代(証書おたけ・祝菓子・記念品・撮影用花等)
慶 弔 費		20, 000	5, 000	15, 000	会員の慶弔
報 奨 費		80, 000	73, 843	6, 157	離任式の餞別と花束、自治会祭り差入れ
消 耗 品 費		10, 000	7, 628	2, 372	事務用品、資料送付代、事業系ごみ袋
備品積立金(別途会計)		150, 000	150, 000	0	印刷機レンタル代、備品購入費
50周年積立金(別途会計)		50, 000	50, 000	0	50周年行事準備金
予 備 費		305, 091	91, 532	213, 559	PTA保険、児童厚生費、卒業記念品
小 計		915, 091	678, 003	237, 088	
支 出 合 計		2, 311, 091	1, 925, 482	385, 609	(C)
当 期 収 支 差 額		△ 691, 091	△ 325, 807	△ 365, 284	(A)－(C)
次期繰越収支差額		0	365, 284	△ 365, 284	(B)－(C)

令和7年3月31日現在残高 ￥365,284

【別途会計：備品積立金】

収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
本 年 度 積 立 金	150,000	150,000	0	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	95	△ 95	利息
当 期 収 入 合 計	150,000	150,095	△ 95	(A)
前年度からの繰越金	624,961	624,961	0	
収 入 合 計	774,961	775,056	△ 95	(B)

支出の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
印 刷 機 リ ー ス 費	66,000	66,000	0	印刷機レンタル代5,000円×12ヶ月+消費税
備 品 購 入 費	84,000	31,816	52,184	各部備品購入等
当 期 支 出 合 計	150,000	97,816	52,184	(C)
当 期 収 支 差 額	0	52,279	△ 52,279	(A)－(C)
次期繰越収支差額	624,961	677,240	△ 52,279	(B)－(C)

【別途会計：50周年積立金】

収入の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
本 年 度 積 立 金	50,000	50,000	0	一般会計より繰入金
前年度からの繰越金	313,999	313,999	0	
雑 収 入	0	50	△ 50	利息
収 入 合 計	363,999	364,049	△ 50	

支出の部

単位＝円

項 目	本年度予算(ア)	決 算 額 (イ)	予算対比(ア－イ)	摘 要
50 周 年 事 業 費	0	0	0	
支 出 合 計	0	0	0	

令和6年度 収支決算について前項のとおり報告致します。

令和7年 3月31日

会 長 秋元 恵美子 

会 計 石 山 由 紀 

会 計 大久保 敦子 

会 計 落 合 なお子 

上記、監査の結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和7年 4月1日

会計監査 島 岡 香 織 

会計監査 福田 真由美 

浦安市立東小学校PTA会則（案）

〔名称及び本部〕

第1条 本会は、浦安市立東小学校PTAと称し、本部を浦安市立東小学校内に置く。

〔目 的〕

第2条 本会は、保護者と教師が協力して児童の健全な成長を図ることを目的とする。

〔活 動〕

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）学校と家庭の協力により児童の生活環境及び教育諸条件の向上及び充実に努めること。
- （2）その他本会の目的を達成するために必要な活動。

〔方 針〕

第4条 本会は、次の方針により活動する。

- （1）児童の教育及び福祉を目的とする地域団体機関と協力する。
- （2）特定の政党、宗教若しくは思想を支持したり、又はこれに反対するための活動を行わない。
- （3）本会の名称及び本会の役員名で公職の選挙に立候補したり、候補者の推薦をしない。
- （4）本会は、教育的諸問題について討議し意見を提出するが、直接に学校の人事と管理には干渉しない。

〔会 員〕

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同する東小学校児童の保護者及び本校教職員とする。

- 2 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

〔役 員〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|-------------------|
| （1）会 長 | 1 名 | （保護者） |
| （2）副 会 長 | 2 名 | （保護者 1 名 教職員 1 名） |
| （3）専門委員長 | 3 名 | （保護者 3 名） |
| （4）専門副委員長 | 3 名 | （保護者 3 名） |
| （5）書 記 | 4 名 | （保護者 4 名） |
| （6）会 計 | 3 名 | （保護者 3 名） |
| （7）青少年補導員 | 1 名 | （保護者） |
| （8）社会福祉推進委員 | 1 名 | （保護者） |
| （9）市P連事務局 | 1 名 | （保護者） |
| （10）会計監査 | 2 名 | （保護者 2 名） |

- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、同一役職は4年までとする。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 継続しての再任の任期は1年更新とする。
- 4 会計監査の任期は1年とし、原則として再任は認められない。
- 5 本部役員を2年以上経験後は無期限で役員を免除される。ただし再任を妨げない。

〔役員の任務〕

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - (3) 専門委員長及び専門副委員長は、本会の活動を管理・統括し、その推進を図る。
 - (4) 書記は、庶務をつかさどり、記録や通知その他の書類の作成及び保管に当たる。
 - (5) 会計は、本会の会計事務一切をつかさどる。
 - (6) 青少年補導員は、地域協力委員として青少年の非行防止につとめ健全育成を図る。
 - (7) 社会福祉推進委員は、地域協力委員として社会福祉の推進を図る。
 - (8) 市P連事務局は、市P連の事務局の一員として市P連の運営に携わる。
 - (9) 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を定期総会で報告する。
- 2 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔役員の選出〕

第8条 役員は、役員選考委員会で選出し、総会に諮って決定する。ただし、補欠の役員は、運営委員会で選考し、決定する。

- 2 役員選出の方法は、細則によるものとする。

第9条 役員選考委員会の構成は、次のとおりとする。

会長、副会長、書記長、会計長

- 2 役員選考委員会は、常設しない。

〔顧問〕

第10条 第6条の役員のほか、本会に顧問を置くことができる。

- 2 会長は、顧問を置く必要があると認めるときは、運営委員会に諮って選任することができる。
- 3 顧問は、会長の求めに応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

〔機関〕

第11条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門委員会

(4) 特別委員会

〔総 会〕

第12条 総会は、本会の最高の決議機関であって全会員をもって構成する。

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会の開催は、次のとおりとする。

(1) 4月末日までに開催する。

(2) 総会及び総会審議は書面によるものとする。ただし、会員の出席が必要と会長もしくは運営委員会が認めたときは集会形式とする。

3 臨時総会の開催は、次のとおりとする。

(1) 会長もしくは、運営委員会が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上の要求があったとき。

(3) 会計監査からの要求があったとき。

第14条 総会は、会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第15条 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が、これを決する。ただし、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第16条 総会は、次のことを審議決定する。

(1) 活動報告及び決算

(2) 活動計画及び予算

(3) 役員の選任

(4) 会則の改廃

(5) その他会長が必要と認めた事項

2 総会の招集は、議案とともに前もって全員に通知するものとする。

〔運営委員会〕

第17条 運営委員会は、会長、副会長、専門委員長、専門副委員長、書記、会計、青少年補導員、社会福祉推進委員、市P連事務局及び職員代表で構成し、原則として月1回会長が招集し、会の運営に関する必要事項を審議する。

2 本条で規定する運営委員会の審議事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 総会へ提出する新年度予算案の決定

(2) 総会へ提出する決算の事前監査

(3) 臨時支出の執行

(4) その他会の運営に関する必要事項

3 その他、運営に関する細則に基づくものとする。

〔専門委員会〕

第18条 専門委員会は、原則として、専門委員長が招集し、委員会の運営に関する必要事項を協議する。

〔特別委員会〕

第19条 本会の目的を達成するために、運営委員会で必要と認めたとき、特別委員会を設けることができる。

〔会 計〕

第20条 本会の経費は、会費その他をもってあてる。

2 会費は、一世帯につき月額250円とし、会費の徴収は年1回とする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

〔会員の個人情報の取り扱いについて〕

第21条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

〔附 則〕

第22条 この会則に定めるものの他運営上必要な事項は細則として運営委員会の議決を経て別に定めることができ、次期総会にて報告する。

第23条 この会則は、昭和57年12月11日から施行する。

この会則は、昭和60年5月12日改正、施行する。

この会則は、平成5年5月16日改正(第13条)、施行する。

この会則は、平成6年5月8日改正(第9条)、施行する。

この会則は、平成8年5月18日改正(第6条、第22条)、施行する。

この会則は、平成11年5月1日改正(第9条、第16条)、施行する。

この会則は、平成12年5月6日改正(第6条、第7条)、施行する。

この会則は、平成13年4月21日改正(第6条、第7条、第9条)、施行する。

この会則は、平成16年4月24日改正(第1条、第16条、第22条)施行する。

この会則は、平成17年4月23日改正(第2条、第3条、第5条、第8条、第10条、第11条、第18条)施行する。

この会則は、平成23年4月23日改正(第6条)、施行する。

この会則は、平成27年4月25日改正(第3条、第6条、第20条)施行する。

この会則は、平成28年4月23日改正(第6条)施行する。

この会則は、平成31年4月20日改正(第24条)施行する。

この会則は、令和3年4月24日改正(第6条)施行する。

この会則は、令和4年4月23日改正(第6条、第7条、第8条、第18条)施行する。

この会則は、令和5年4月25日改正(第6条、第7条、第13条)施行する。

この会則は、令和6年4月20日改正(第6条、第7条、第8条、第9条、第11条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条)施行する。

この会則は、令和7年4月22日改正(第6条、第9条、第11条、第17条、

第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条) 施行する。

この会則は、総会の議決のあった日（令和7年4月22日）から施行する。

慶弔及び教職員転退に関する基準

第1条 教職員の場合

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 1. 結婚 | 金5,000円 |
| 2. 出産（東小在任中における第1子） | 金3,000円 |
| 3. 死亡 | 金5,000円
(但し殉職等はその都度協議する) |
| 4. 配偶者の死亡 | 金3,000円 |
| 5. 父母の死亡 | 金3,000円
(直系・傍系) |
| 6. 子女の死亡 | 金3,000円 |
| 7. 長期の病気及び病気休職の場合はその都度協議する。 | |

第2条 会員の場合

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| 1. 会員の死亡 | 金5,000円
(但し殉職等はその都度協議する) |
| 2. 会員がPTA行事に関して、負傷した場合 | 金3,000円 |
| 3. 会員の災害について | 災害見舞 金5,000円 |
| 4. 会員の災害で火災以外の災害で特別の場合はその都度協議する。 | |

第3条 児童の場合

児童の死亡	金5,000円
-------	---------

第4条 転退職員の餞別の場合

転出、退職職員	一律 金1,000円 (但し定年退職職員は金2,000円とする)
---------	-------------------------------------

第5条 協議事項については、会長・副会長・専門委員長・書記・会計と学校代表の
学校長とで協議決定する。

第6条 この細則は、昭和58年6月1日より実施する。
この細則は、平成3年5月19日改正、実施する。
この基準は、平成16年4月24日より実施する。
この細則は、平成28年4月23日改正、実施する。
この細則は、令和6年4月20日改正（第5条）実施する。

役員選出の方法に関する細則

[目的]

第1条 本細則は本PTA会則第8条により、本PTAの役員（会長、副会長、専門委員長、専門副委員長、書記、会計、青少年補導員、社会福祉推進委員、市P連事務局、会計監査）選出の方法を定めたものである。

[役員選考委員会の組織、構成]

第2条 役員を選出するために、その選出の執行を行う機関として、役員選考委員会を置く。

第3条 役員選考委員会は、本部代表（会長、副会長、書記長、会計長）とし、運営委員会の承認を得るものとする。

2. 役員選考委員の欠員が生じたときは、その補欠は欠員者の代理者が、選ばれるものとする。

第4条 役員選考委員会の任期は、翌年度の総会までとする。

第5条 副会長は、役員選考委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選考の管理及び執行に関しての責を任ずる。

第6条 役員選考委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

[役員選考委員会の会務]

第7条 役員選考委員会は、委員会開催後、延滞なく役員立候補及び推薦の届出期間等を含む役員選出方法を定め、運営委員会に報告した後、会員に通知しなければならない。

第8条 役員選考委員会は、選出された役員の人数等を、遅くとも2月運営委員会に報告した後、会員に通知しなければならない。ただし、役員の選出ができない場合はこの限りでない。

第9条 役員選考委員会は、2月運営委員会までに、役員の選出ができない場合は、役員選出経緯ならびに、役員再選出方法等を報告し、会員に通知しなければならない。

[資格]

第10条 役員に選出する者は、当該年度の7月31日現在において、会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは、役員の立候補者、推薦者となり得ない。

- (1) 翌年度において会員の資格なきもの
- (2) 会費の納入を延滞しているもの

(3) 役員選考委員会に選出されたもの

第11条 前条に掲げる(2)・(3)のもの、又は翌年度において会員の資格があるものを役員として選出するときは、運営委員会の承認を得なければならない。

[通知・報告・承認]

第12条 当該年度の委員長は、翌年度に開催される総会において、役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

[役員の補充選任]

第13条 この細則により選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、運営委員会で選考し、決定するものとする。

2. 役員の補充選任が行われた以後最初の総会において当該年度の会長は、役員の選任に関する経過の概要を報告するものとする。

[選考に係わる費用]

第14条 役員選考委員会は、会議費等その活動費の一部を運営委員会の承認を得て、本会計より拠出できるものとする。

[附則]

第15条 この細則の施行に関する事項は、運営委員会の決議をもって定める。

第16条 この細則は、平成17年4月23日改正より実施する。

この細則は、平成18年4月22日改正(第1条、第3条、第5条、第6条、第8条、第9条、第12条)より実施する。

この細則は、令和6年4月20日改正(第1条、第3条)より実施する。

この細則は、令和7年4月22日改正(第1条、第3条、第5条)より実施する。

この細則は、総会の議決のあった日(令和7年4月22日)から実施する。

運営に関する細則

[目的]

第1条 本細則は、本PTAの運営を円滑にし、その目的達成を容易にするための組織、運営等に関する事項を定めたものである。

[本部役員の任務]

第2条 本PTAの本部役員は、会則に定める事項のほか、PTA活動方針に沿った円滑な運営を行うよう努める。

2. 会計監査

(1) 本PTAの活動内容および財産状況を監査し、必要があるときは、会長に報告書を提出しなければならない。

[運営委員会]

第3条 運営委員会は原則として、年間スケジュールに基づき開催する。

ただし、日程変更がある場合は、運営委員会にて決定する。

2. 第1項に挙げる他、次の各号に該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 運営委員会構成員の3分の1以上から招集の要求があったとき。

(3) 会計監査から招集の要求があったとき。

3. 各活動については、少なくとも当月の運営委員会において、活動の目的、日時、執行予算の承認を受けなければならない。

4. 運営委員会構成会員は、本会議に出席し、表決権の行使および意見の発表を行わなければならない。

5. 運営委員会の定足数は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。

原則として欠席の場合は代理をたてなければならない。

6. 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長が、これを決定する。

[専門委員会]

第4条 専門委員会はPTA活動方針に沿って活動する。

[特別委員会]

第5条 特別委員会は運営委員会が必要と認められたときに設立され、目的が達成されたときに解散する。

第6条 特別委員会はその活動の経過および結果を運営委員会に報告する。

[附 則]

第7条 この細則の施行に関する事項は、運営委員会の決議をもって定める。

第8条 この細則は、平成18年4月22日改正より実施する。

この細則は、令和6年4月20日改正（第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条）より実施する。

この細則は、令和7年4月22日改正（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条）より実施する。

この細則は、総会の議決のあった日（令和7年4月22日）から実施する。

個人情報取扱規則

〔目的〕

第1条 浦安市立東小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

〔責務〕

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

〔管理者〕

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

〔取扱者〕

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本部役員とする。

〔秘密保持義務〕

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、業務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この職を退いた後も同様とする。

〔収集方法〕

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示する。

〔周知〕

第7条 個人情報の取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

〔利用〕

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・名簿を使用するイベント活動
- (4) 役員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) 広報活動（広報誌、web への掲載）

〔利用目的による制限〕

第 9 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

〔管理〕

第 10 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

〔保管および持ち出し等〕

第 11 条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

〔第三者提供の制限〕

第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

〔第三者提供に係る記録の作成等〕

第 13 条 本会は個人情報を第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

〔第三者提供を受ける際の家訓事項等〕

第 14 条 第三者（第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合

は記録不要)

〔情報の開示〕

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

〔漏えい時等の対応〕

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

〔研修〕

第17条 本会は役員・会員に対して定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

〔苦情の処理〕

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

〔改正〕

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお本規則を改正した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

〔附則〕

第20条 この本規則は平成31年4月20日より実施する。
この本規則は、令和6年4月20日改正（第4条）より実施する。
この本規則は、令和7年4月22日改正（第8条）より実施する。

令和7年度PTA本部役員名（案）

会 長	平 林 邦 彦
副会長	早 川 麻 絵
副会長	細 田 昌 伸（教頭）
安全活動委員長	大 窪 智 志
広報委員長	影 山 亜希子
文化委員長	大 木 絢 子
安全活動副委員長	坂 本 隆 宏
広報副委員長	竹 田 千 寿
文化副委員長	太 田 絢 子

書 記	井ヶ田 美 加
書 記	鈴 木 由 美
書 記	船 橋 明 子
書 記	別 府 良 一

会 計	落 合 なお子
会 計	金 子 沙也佳
会 計	砂 川 結

市P連事務局	石 山 由 紀
社会福祉推進	古河原 詩 穂
青少年補導員	宮 崎 江理香

会計監査	大久保 敦 子
会計監査	廣 瀬 佳 代

顧 問	秋 元 恵美子
顧 問	井 上 忠 久（校長）

～みんなで育む東っ子、輝く未来～

日々、PTA活動にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

今年度もスタートしましたが子ども達の健やかな成長をサポートしていくためにも保護者、学校、地域みなさんと力を合わせて、子ども達により良い学びの環境を作り上げていこうという思いを込めて今年度のスローガンを

「みんなで育む東っ子、輝く未来」としました。

小学校6年間は学習の仕方や友達との生活・協力などの人生の基礎を学び育んでいける大切な時間だと思います。子どもたちの未来を明るく照らすためには、私たち一人ひとりが協力し合い、支え合うことが大切です。学校行事や地域活動を通じて、より深い絆を築き、共に歩んでいけるよう努めてまいります。

今年度、PTA活動の改革として、毎年度お願いしてきましたクラス役員を廃止し、活動毎にボランティアを募る形として活動していきたいと思えます。

また昨年度スローガン“楽笑”を継承しつつ、より多くの保護者の皆様にご参加いただき協力しあい、楽しく活動して子ども達、そして保護者が笑顔で過ごせるような活動を目指していきたいと思えます。

一緒に子どもたちの輝かしい未来を創り上げていきましょう！！

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

基本方針

①東っ子の安全・安心

東小学校区の通学路は交通量が多い地域です。地域の方々の協力のもと子ども達を様々な方法で見守る。また防犯・防災なども考慮しながら子ども達の安全・安心できる環境作りを行う。

②東っ子と地域社会との連携

保護者・学校・地域社会の方々と協力し、学校支援活動や自治会活動へ参加し子ども達が明るく楽しく過ごせるような環境作りを行い皆で子ども達を見守っていけるよう連携する。

③東っ子のためのPTA

PTA活動は保護者が主体となっています。先生たちに協力を得ながら、全ては子ども達の健やかな心・体を育むのに皆様のPTA活動への協力をお願いしつつ、PTA活動の業務効率化を行い負担の低減・縮小を行う。

活動目標

- ・交通安全・防犯・防災意識の強化など、子ども達の安全・安心を確保できる活動を行う。
- ・地域社会との連携を推進し、地域活動への参加を積極的に出来るように努める。
- ・朝の読み聞かせや東っ子まつりなどを行い、子ども達が笑って過ごせるよう育成活動に努める。
- ・PTAの広報活動を活発にし、会員に積極的に参加できるよう開かれた活動の推進に努める。
- ・浦安市立小中学校PTA連絡協議会（市P連）活動へ参加し、他校との交流・連携に努める。

＊ 専門委員会の方針

《文化委員会》

令和7年度 文化委員会 委員長 大木 絢子

児童が有意義な学校生活を過ごすことができるよう、会員の方々に理解を得、学校・地域の方々と共に協力し合い、児童を見守る活動をしていきたいと思います。

- 「活動内容」
- ・年間を通して、会員のボランティアを募り、読み聞かせ活動を行う
 - ・地域と連携した東っ子まつりの実施
 - ・各委員会への協力

《広報委員会》

令和7年度 広報委員会 委員長 影山 亜希子

東小学校のPTA活動や、学校行事・児童の様子をより広く、深く知っていただき、多くの保護者が『東風』を楽しみにしてくださるような、広報誌を作成したいと思います。

- 「活動内容」
- ・広報紙『東風』の発行
 - ・取材広報活動を実施し、幅広い情報提供を行う
 - ・市P連「広報セミナー」への参加協力
 - ・各委員会への協力

《安全活動委員会》

令和7年度 安全活動委員会 委員長 大窪 智志

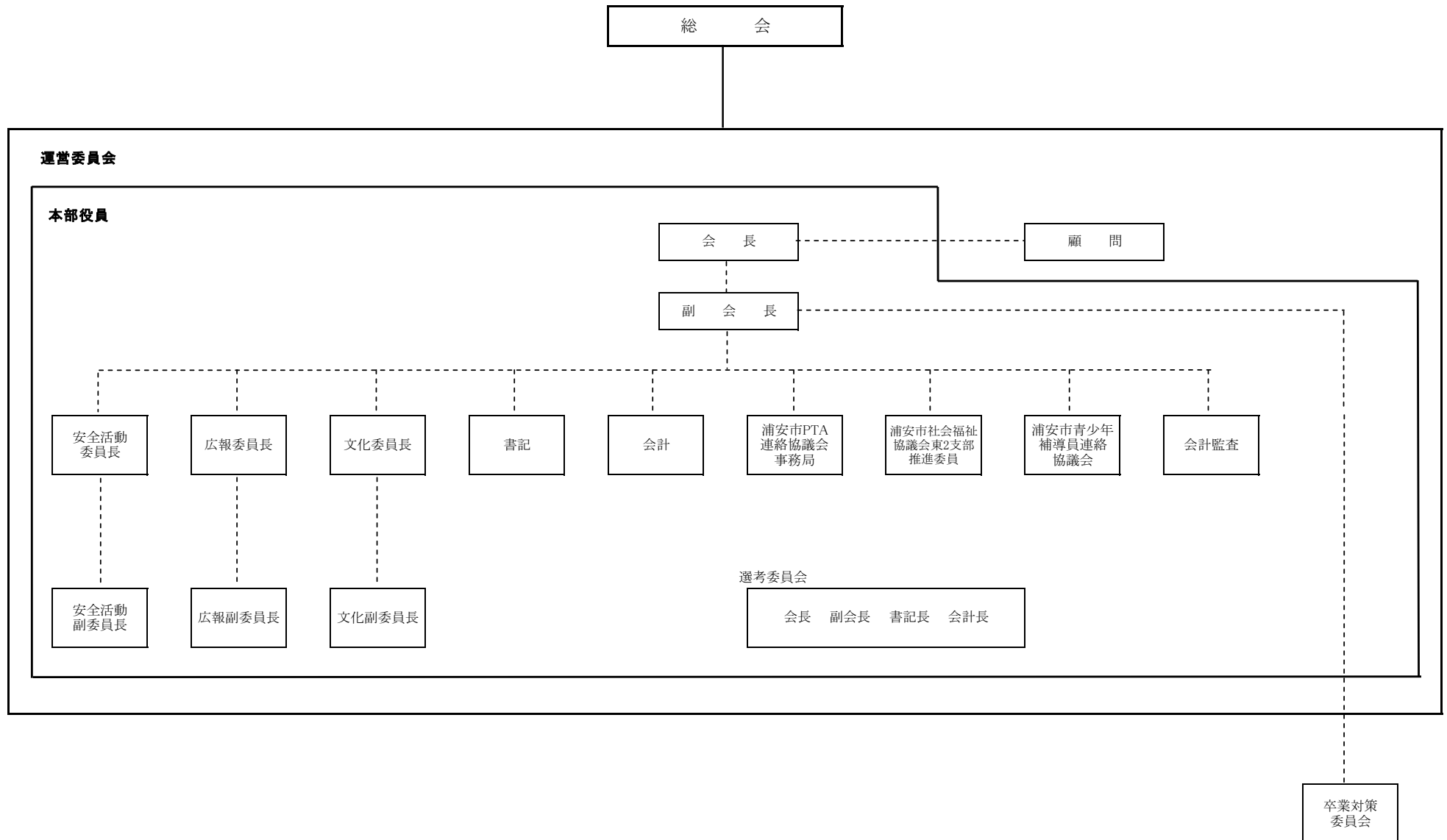
保護者や地域の方、学校等と協力し、日々安心して過ごせるように努めていきたいと思います。

- 「活動内容」
- ・防犯セットの管理
 - ・運動会のお手伝い
 - ・市P連「防犯セミナー」「防犯パトロール」への参加協力
 - ・各委員会への協力

※今後の状況により、活動内容を変更する場合があります。

会員の皆様にはご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和7年度PTA組織図(案)



令和7年度PTA収支予算（案）

収入の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
会 費	1,590,000	PTA会費（3,000円×500世帯＋30教員）
雑 収 入	0	
当 期 収 入 合 計	1,590,000	(A)
前期繰越収支差額	365,284	前年度繰越金
収 入 合 計	1,955,284	(B)

支出の部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
総務費	会 議 費	1,000 運営委員会
	P 連 関 係 費	80,000 市P連負担金(1世帯50円)、青少年年会費、市P連研究大会参加費、市P連懇親会費等
	印 刷 費	80,000 コピー紙、インク、マスター
	通 信 費	5,000 Wi-Fi
	P T A 保 険	70,000 団体補償、個人情報漏洩補償
	小 計	236,000
活動費	P T A 活 動 費	30,000 本部活動費(運動会関連、備品貸出登録料等)
	安全活動委員会	40,000 地域安全対策費、性教育講習会
	広 報 委 員 会	70,000 会報『東風』発行
	文 化 委 員 会	350,000 文化活動費、東っ子まつり
	児 童 厚 生 費	400,000 鑑賞会費
	小 計	890,000
卒 業 記 念 品 費	160,000	卒業記念品代（証書ホルダー・制作補助費・記念品・撮影用花等）
記 念 品 費	280,000	記念品代(1～5年・教員)
慶 弔 費	20,000	会員の慶弔、見舞金
報 奨 費	80,000	離任式の餞別・花代、自治会祭り差し入れ
消 耗 品 費	10,000	事務用品、資料送付代
備品積立金（別途会計）	100,000	印刷機レンタル代5,500円×12ヶ月＋消費税、備品購入費
50周年積立金（別途会計）	50,000	50周年行事準備金
予 備 費	129,284	
小 計	829,284	
当 期 支 出 合 計	1,955,284	(C)
当 期 収 支 差 額	△ 365,284	(A)－(C)
次期繰越収支差額	0	(B)－(C)

備品積立金収支予算（案）

収 入 の 部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
本 年 度 積 立 金	100,000	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	受取利息他
当 期 収 入 合 計	100,000	(A)
前期繰越収支差額	677,240	前年度繰越金
収 入 合 計	777,240	(B)

支 出 の 部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
印 刷 機 リ ー ス 費	66,000	印刷機レンタル代5,000円×12ヶ月＋消費税
備 品 購 入 費	0	備品購入
当 期 支 出 合 計	66,000	(C)
当 期 収 支 差 額	34,000	(A)-(C)
次期繰越収支差額	711,240	(B)-(C)

50周年積立金収支予算（案）

収 入 の 部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
本 年 度 積 立 金	50,000	一般会計より繰入金
雑 収 入	0	受取利息他
当 期 収 入 合 計	50,000	(A)
前期繰越収支差額	364,049	前年度繰越金
収 入 合 計	414,049	(B)

支 出 の 部

単位＝円

項 目	金 額	摘 要
50 周 年 事 業 費	0	
当 期 支 出 合 計	0	(C)
当 期 収 支 差 額	50,000	(A)-(C)
次期繰越収支差額	414,049	(B)-(C)

備品一覧表

	品名	備考	数量		品名	備考	数量
1	ラミネーター		1	男女トリム			
2	扇風機		1	20	ボール		2
3	ヒーター付き扇風機		1	21	空気入れ		1
4	延長コード		2	22	空気入れ用ピン		1
5	パソコン		2	23	キャプテンマーク		3
6	プリンター		1	男子ソフト			
7	パソコンデスク		1	24	面	キャッチャー セット	1
8	ラベルライター		1	25	バット		4
9	デジタルカメラ		3	26	ボール		11
10	デジタルビデオカメラ		1	27	ボールケース		1
11	シュレッダー		1	28	ゼッケン		9
12	餅つき機		1	29	Tシャツ		2
13	裁断機		1	30	バットケース		2
14	防犯腕章		868	31	キャップ		2
15	防犯旗		637	女子ソフト			
16	台車		1	32	バット		7
17	PTA腕章	イエロー・29 ラベンダー・18 オレンジ・60	107	33	ボール		37
18	ほうき		1	34	キャッチャーセット		1
19	ちりとり		1	35	レジャーシート		3
				36	野球ネット		1
				37	メジャー		1
				38	ゼッケン		17
				39	Tシャツ		4
				40	ヘルメット		6
				41	ベース		1
				42	救急セット		1
				43	グローブ		2
				44	バットケース		1